

第14回

旭市都市計画審議会 議案書

日 時 令和2年12月4日(金) 午前10時00分～

場 所 旭市役所3階委員会室

旭市都市計画審議会

第14回旭市都市計画審議会諮問案件

議案第1号 旭都市計画道路（銚子連絡道路・千葉県決定）の原案について

議案第1号

旭都市計画道路（銚子連絡道路・千葉県決定）の原案について

標記について、旭市長から別添のとおり当会に諮問されたので、審議を求める。

令和2年12月4日 提出

旭市都市計画審議会
会 長 島田 和幸

旭都市計画道路の変更（千葉県知事決定）

都市計画道路中 3・6・20号銚子連絡道路線を次のように追加する。

| 種別 | 名称 | | 位置 | | | 区域 | 構造 | | | | 備考 |
|----------|---------|-------------|------------------|------------------|-------------------|-----------|------|------|----------------|--------------------------|----|
| | 番号 | 路線名 | 起点 | 終点 | 主な経過地 | 延長 | 構造形式 | 車線の数 | 幅員 | 地表式の区間における 鉄道等との交差の構造 | |
| 幹線 街路 | 3・6・20 | 銚子連絡 道路線 | 旭市 川口 字入道内 | 旭市 イ 字孫田 | 旭市 井戸野 字新野場 | 約 7,700 m | | 2車線 | 9.5 m | | |
| | 構造形式の内訳 | | 旭市 川口 字入道内 | 旭市 西足洗 字高城 | | 約 6,480 m | 高上式 | / | 9.5～ 54.6 m | | |
| | | | | | | 約 1,220 m | 地表式 | | 9.5～ 34.7 m | | |

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

銚子連絡道路の延伸整備に伴い、都市計画道路3・6・20号銚子連絡道路線を追加する。

理由書

銚子連絡道路は、山武市松尾町から銚子市に至る延長約30kmの地域高規格道路であり、山武・東総地域の道路ネットワークの骨格を形成する主要な幹線道路として、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）や東京湾アクアラインなどの高規格幹線道路等と一体となって、首都圏をはじめとする各地域との交流・連携の促進等により、当該地域の活性化に寄与する道路である。

銚子連絡道路（匝瑳市～旭市間）の延伸整備に向けて、都市計画道路3・6・20号銚子連絡道路線を追加する。

都市計画を定める土地の区域（千葉県知事決定）

○追加、変更により新たに道路区域となる土地の区域

旭市 大字川口字入道内、塔ノ前、西、東、前沼及び高橋の各一部の区域、大字井戸野字万五台、萩山、新野場、上ノ谷、登戸、重畳島、高野前、大嶋、神ノ後及び勝見田の各一部の区域、大字ニ字小柳、妙閑及び下川の各一部の区域、大字仁玉字馬場後及び宮ノ後の各一部の区域、大字ハ字西新堀、新堀、下宿向、羽丸田、妙見、五反田及び大塚の各一部の区域、大字椎名内字榊の一部の区域、大字西足洗字大根町、替地、院地内及び高城の各一部の区域、大字イ字瀬道、役政、遊台沼、上台田、道山野及び孫田の各一部の区域

第14回旭市都市計画審議会

議案第1号

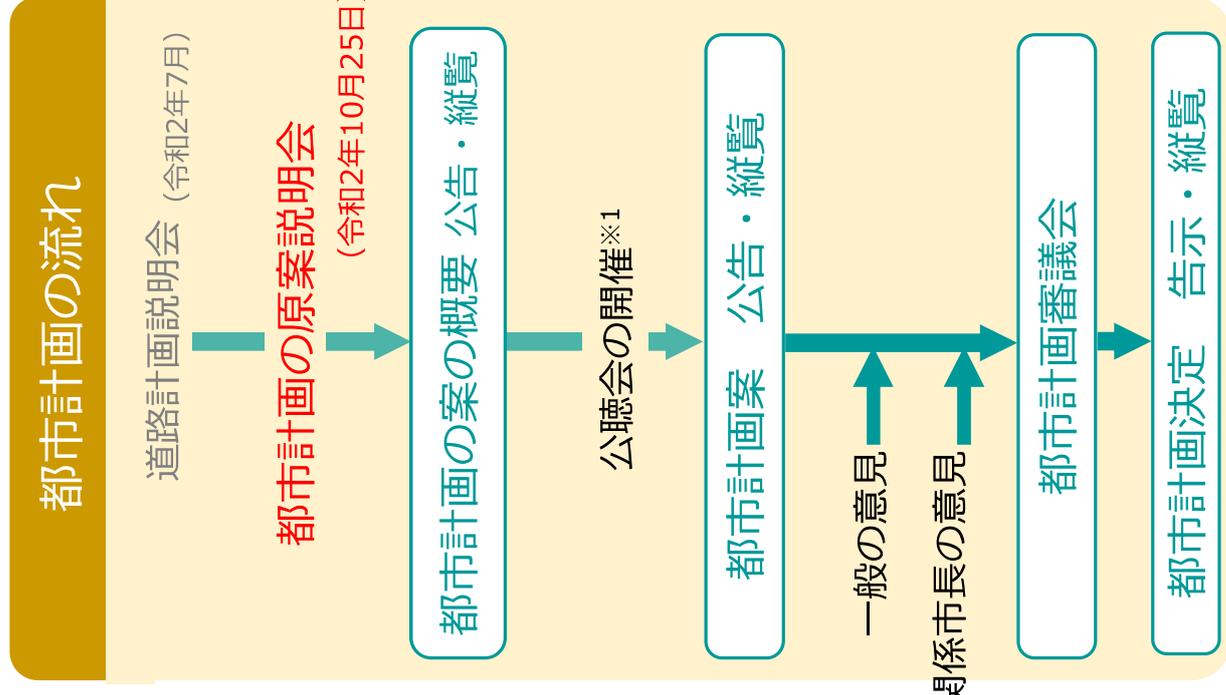
旭都市計画道路(銚子連絡道路・
千葉県決定)の原案について(諮問)

令和2年12月4日

1. 銚子連絡道路の概要等について

- 1-1. 都市計画手続きの流れ
- 1-2. 銚子連絡道路の概要
- 1-3. 銚子連絡道路(匝瑳市～旭市間)
概略計画(1)～(3)

1-1. 都市計画手続きの流れ



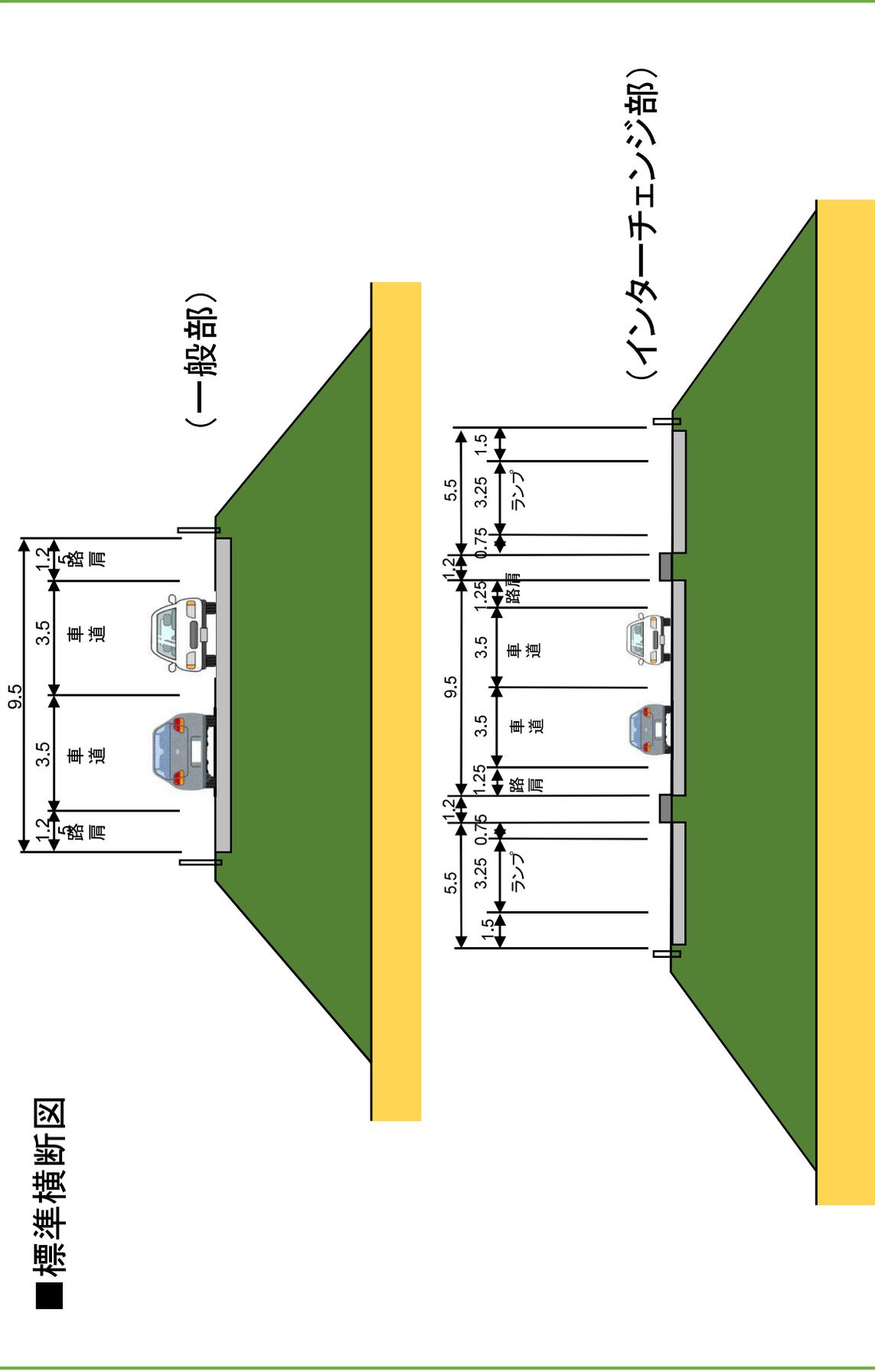
公聴会の開催※1

※1 公述の申出が無い場合は、開催しません。

※旭都市計画道路谷丁場遊正線（市決定）に
おいても、ほぼ同様の流れとなります。

1-3. 銚子連絡道路（匝瑳市～旭市間）概略計画（2）

■ 標準横断面図



2. 銚子連絡道路(旭市区間)の 都市計画原案について

- 2-1. 銚子連絡道路(旭市区間)の概要
- 2-2. 銚子連絡道路(旭市区間)の構造
- 2-3. 都市計画決定区域の考え方

2-2. 銚子連絡道路（旭市区間）の構造

●都市計画に定める内容

○旭都市計画道路(千葉県決定)○

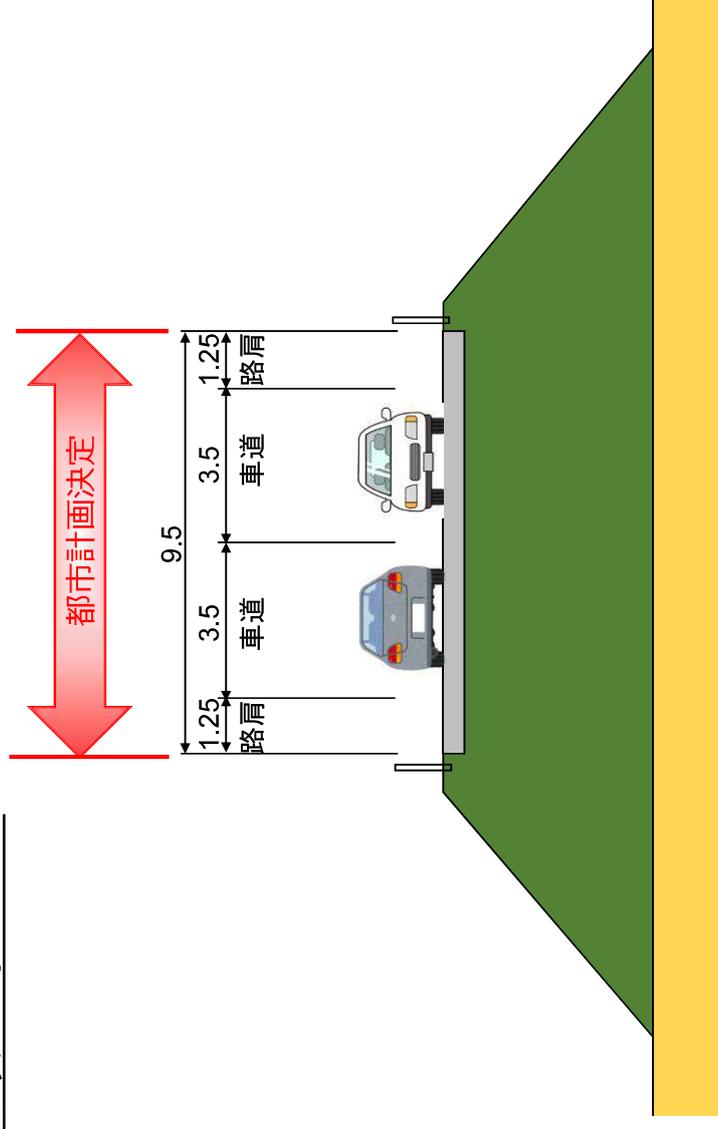
| 番号 | 名称 | | 延長 | 構造形式 | 幅員 | 車線の数 |
|--------|---------|-------------------------|---------|------------|------|------|
| | 道路名 | 位置(起点～終点) | | | | |
| 3・6・20 | 銚子連絡道路線 | 旭市川口字入道内 ～ 旭市イ字孫田 | 約7,700m | 地表式 嵩上式 | 9.5m | 2車線 |

2-3. 都市計画決定区域の考え方

■ 都市計画決定する区域について

- ・道路の車道等になる区域（付加車線や法面は含まない）を今回決定します。
※事業化後、詳細な測量や設計により、法面等の範囲を決めるため、道路整備を行う範囲とは異なります。

■ 都市計画決定区域のイメージ

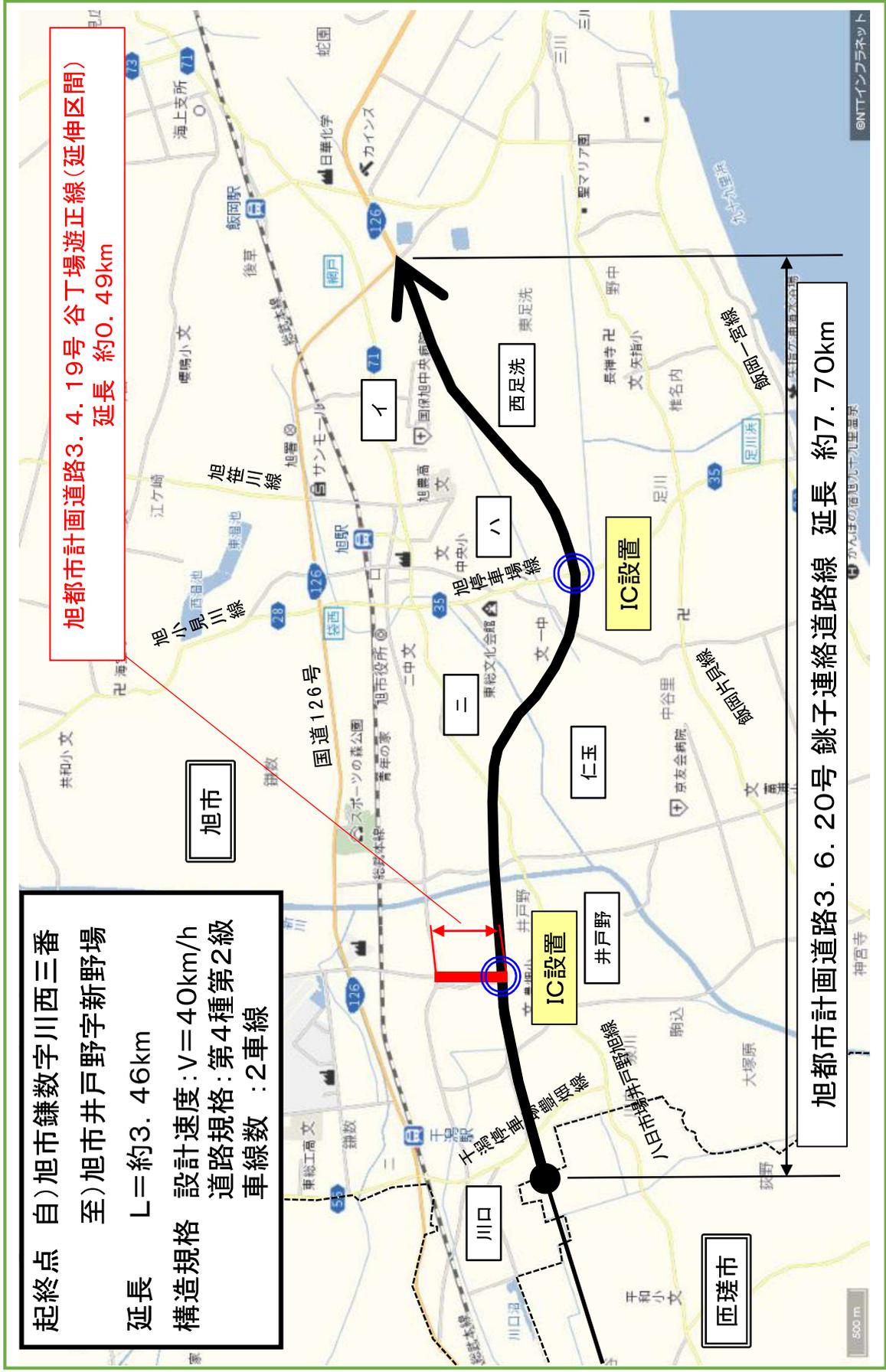


3. (都)3・4・19号谷丁場遊正線の 都市計画変更について

3-1. 谷丁場遊正線の概要

3-2. 谷丁場遊正線の構造

3-1. (都)3.4.19号 谷丁場遊正線の概要



3-2. (都)3・4・19号 谷丁場遊正線の構造

●都市計画に定める内容

○旭都市計画道路(旭市決定)○

| 番号 | 名称 | 位置(起点～終点) | 延長 | 構造形式 | 幅員 | 車線の数 |
|--------|--------|-----------------------------|---------|------|-----|------|
| | 道路名 | | | | | |
| 3・4・19 | 谷丁場遊正線 | 旭市鎌数字川西三番 ～ 旭市井戸野字新野場 | 約3,460m | 地表式 | 16m | 2車線 |

※今回、変更決定する延長は約490m